

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530069

研究課題名(和文)中国死刑制度改革の追跡的総合的国際研究

研究課題名(英文)An International Study on the Reform of the Death Penalty System in China

研究代表者

王 雲海 (Wang, Yunhai)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30240568

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、まず中国の党と政府に焦点を当て、「和諧社会の建設」そして「法治中国の建設」の登場により死刑改革が本格になったことを明らかにした。次に、これを受けて、立法機関は死刑罪名の削減を、司法機関は死刑適用基準とその適用手続きの厳格化をはかっていることを検討した。同時に、死刑改革をめぐる民衆と政治指導者と法律専門家の不一致があつて、それが今後死刑改革に影響することも本研究で明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In China-"A State Power Based Society" the attitude of political leaders is the keypoint of the death penalty policy. So, this study has focused at such attitude and found that the political leaders'new slogans such as "Building A harmonious Society" and "Building A legal Society" had made it possible to improve Chinese death penalty system seriously.
Then, this study shown how the Chinese legislature made revision on the criminal law to reduce the number of the offences eligible to death and how Chinese courts adopted new substantive and procedural standards strictest so far for death cases, in order to practice the new political slogans.
Finally, this study has found out that there were a lot of differences about the improvements on Chinese death penalty system among the political leaders, public opinion and legal professionals. These differences may become the most important factor to influence the future of the reform of death penalty system in China.

研究分野：刑事法

 キーワード：死刑 死刑改革 中国の死刑 中国の死刑改革 即時執行死刑 2年執行猶予付き死刑 民意 政治的
死刑

1. 研究開始当初の背景

今の世界では、中国は死刑を最も多用しており、毎年世界全死刑執行数の八割ないし九割を常に占めている。中国の死刑多用に対して、長い間、中国国内外から多くの批判が起きている。このような批判に対して、中国政府は1990年代後半になってやっと問題の深刻性を意識し、2000年以後、特に2006年から死刑制度のやや本格的改革を始めた。この改革に対しては、これまで、断片的紹介があるものの、本格的な研究がまだ乏しい。この状況の中で、本研究は、従来の研究成果を十分生かし、死刑改革の最新の動きも随時に視野に入れられるよう、本格的に行われたものである。

2. 研究の目的

中国での死刑改革は、中国自身には勿論、日本を含む東アジアないし世界の刑事法・刑事政策の将来にとって大きな意義を有しており、中国ないし世界全体の人権状況に深く関わっている問題である。本研究は次の三つのことを研究の目的とした。まず、制度レベルと運用レベルにおいて中国の死刑改革の動きを追跡しながら随時的に把握する。次に、死刑改革の構造を、政治指導者と死刑改革、大衆・世論と死刑改革、法律専門家と死刑改革という複数の視点・側面から検討して行く。最後に、死刑改革と中国の死刑伝統との関係をも視野に入れて、中国での死刑改革の将来を分析、予測していく。このような目的の元で、本研究は順調に遂行し、研究成果を日本や中国だけでなく、欧米や世界のその他の地域へも発信し、刑事法・刑事政策研究を促進しただけでなく、中国での死刑制度や人権改善の社会的議論にも大いに寄与し

て、研究の目的が完全に達成した。

3. 研究の方法

本研究では、研究方法として、第一に、中国での死刑改革の動きを、法制度レベルと法運用レベルの双方に渡って、立法資料や法律条文の変化や運用基準の変化を資料収集や関係者との人的交流を通じて随時に把握するようにした。第二に、ただ受身的に情報収集をして、表での改革・変化だけに徹することはなく、死刑改革と中国社会・中国歴史との視点で分析し、政治指導者、民衆、法律専門がそれぞれどのように死刑を考えて、その改革に対してのそれぞれの意識を訪問調査や人的交流を通じて掴むことにした。第三に、中国の事実上の二重構造という政治または社会の特徴に即して、中央・マクロとしての北京と地方・ミクロとしての海南省をそれぞれ調査、訪問、研究の対象とし、死刑改革に対するそれぞれの思いの違い、そして、そのような違いの影響を探って、死刑改革の将来を予測することにした。第四に、今の中国の死刑改革は事実上日本を含む国際社会の影響から促進される面が強いので、本研究は比較の手法を使って、中国での死刑改革の情報を日本や欧米などの外部には発信することだけでなく、日本や欧米での死刑研究や死刑姿勢についても中国へ随時に発信することにした。

4. 研究成果

本研究を通じて主に以下のような研究成果があげられた。

- (1) 中国では、死刑のあり方・姿勢を事実上決定しているのは中国共産党とその最高指導者であるので、本研究はまず死刑改革に対する共産党中央とその

最高指導者たちの姿勢を明らかにした。つまり、1995年に中国共産党としてはじめて「社会主義法治の建設」の方針を打ち出したことを受けて、法律専門家などは「法治国家」の建設には死刑の多用が相応しくないとして死刑の改革・死刑適用の減少を要求したものの、1997年の現行刑法制定時に、党の方針として「死刑を増やすことも減らすこともしない」であった。しかし、2006年になると、中国共産党中央は「和谐社会の建設」というスローガンを打ち出して、死刑の多用は「和谐社会の建設」には相応しくないという認識を容認するようになった。それを受けて、全国人民代表大会や最高人民法院などの司法機関は「寛厳相済」（寛大さと厳しさの調和）という具体的刑事政策を打ち出して、死刑罪名の減少、死刑適用基準と手続きの厳格化をはかるようになった。そして、2014年10月に召集された中国共産党第18回全国代表大会第4回全中央委員会において、中国共産党としてはじめて「社会主義国家の建設についての決定」を採択し、「法治国家」・「法治中国」の建設を最重要任務の一つとして掲げるようになった。そのなかでは、司法改革の一環として死刑制度の改善と死刑適用の減少を共産党としてはじめて直接言及するようになった。それを受けて、死刑改革はかつてないほど活

発するようになった。これまでの中国の死刑改革はまさに以上のような政治的姿勢の変化の中で展開されているものである。

(2) 死刑に対する中国共産党中央とその指導者の改革姿勢に対応するためにはまず、中国の立法機関である全国人民代表大会は刑法上の死刑罪名の削減に着手した。2010年2月に、刑法に対する改正が行われて、刑法上の68の死刑罪名から13の罪名から死刑を外して、死刑罪名を55個に減らしたほか、2014年2月に、刑法に対する九回目の修正案を公表して、以下の9の死刑罪名を削減しようとした。つまり、武器弾薬密輸罪、核材料密輸罪、偽貨幣密輸罪、通貨偽造罪、集資詐欺罪、売春組織罪、売春強制罪、軍事職務執行妨害罪、戦時風説伝播罪である。しかし、この修正案に対して、ネット世論を中心に大きな反発・批判が起きたため、死刑罪名の更なる削減は結局まだ実現できておらず、審議継続のままとなっている。

(3) これまで、死刑改革の先頭に立っているのは実は最高人民法院などの司法機関であって、最高人民法院は、政治的に可能な範囲のなかでいろいろと工夫をして、死刑の改革と制限を最大限に図っている。

死刑適用基準のさらなる厳格化

公務員横領収賄犯罪、麻薬犯罪、

経済犯罪などに対して、中国刑法自体は死刑を設けているだけでなく、死刑適用の金額的または重量的要件をも定めている。例えば、刑法規定自体からすると、公務員横領収賄犯罪の場合、横領、收受した金額が10万元であると、死刑になる。また、麻薬犯罪の場合、密輸、販売、運搬、製造したヘロインが50グラム以上であると、死刑になる。刑法上のこのような規定に対して、最高人民法院は、死刑の適用を極力減らそうとして、2000年以後、随時に「通達」という形での司法解釈を地方の人民法院に公布し、死刑適用の法定要件を絶えずに引き上げている。そして、各地方の人民法院は最高人民法院の適用要件をさらに引き上げたうえで死刑を実際に適用している。2015年3月現在、地方によりばらつきがあるものの、公務員横領収賄犯罪の死刑適用要件はほぼ法定金額の10万元の約130倍に、麻薬犯罪のそれは法定量の約15倍以上にそれぞれなっている。

一部の死刑罪名への死刑適用の排除

最高人民法院は刑法の規定した死刑適用基準を厳格化しているほか、司法解釈を通じて、一部の死刑罪名への死刑適用を事実上排除しようとしている。まず、故意殺人などの凶悪犯罪について、最高人民法院は、恋愛関係、親族間トラブル、隣居同士トラブルから起因する故意殺人事件、被害者には過誤があつて発生した故意殺人と故意傷害事件などについては、原則として即時執行死刑を言い渡さ

ないことを方針として全国の人民法院に指示しており、それにより、死刑、特に即時執行死刑の適用がかなり減らされている。次に、刑法の規定であると、ヘロインなどの麻薬を50グラム以上製造、運搬、密輸、販売すると、死刑の適用対象になるが、最高人民法院は、麻薬犯罪のなかで運搬する犯罪者は、殆どの場合、主犯者や犯罪組織から雇われた者であつて、利用されている面が強いので、犯罪の主観悪性が低くて、刑事責任も相対的に小さく、他の麻薬犯罪（製造、密輸、販売）の犯罪者と区別して刑事責任を問われるべきであるとして、全国の人民法院に対して、麻薬の運搬だけでは、死刑適用の対象とはしないように求めている。それにより、麻薬の運搬だけでは、事実上死刑を言い渡されなくなっている。

経済賠償による死刑免除の容認と推進

中国刑法上、死刑の様式として、絶対が成立すれば一律的に死刑になる、という絶対的死刑の罪名はあまりなく、死刑のある罪名が成立したとしても実際に死刑を言い渡すかどうかは裁判官の裁量による、という相対的死刑の罪名は殆どであるので、このような裁量権の行使に関して、最高人民法院は死刑量刑時の死刑回避の酌量事由または情状として「加害者及びその家族の積極的経済賠償」と「被害者及びその家族の納得了解」を下級人民法院に提示している。それを受けて、公共性の低い純粋な個人間のトラブルから起因した殺

人、傷害、強盗、強姦などの事件においては、人民法院は、経済賠償があったことで死刑回避の判決を言い渡すことが一般化しており、多いところでは、死刑回避事件の約50%は「経済賠償が行われた」ことを理由としている。このやり方に対して、経済の格差は死刑の量刑まで及んで、金で命をかうのではないか、という批判があるものの、主流になっていない。

(4) 死刑改革をめぐる政府、大衆、専門家・中央、地方、専門機関の間の不一致

中国では、死刑の適用は主に殺人などの凶悪犯罪、麻薬犯罪、経済犯罪、公務員犯罪に集中しているが、そのいずれも政治性を背景としているが、政治性を前提とした死刑の適用とその改革について、政府、大衆、専門家・中央、地方、専門機関の間の姿勢の不一致があることは、本研究を通じてはじめて明らかになった。このような違いは今後の中国で死刑の改革に大きな影響を及ぼす要素となりうるもので、大いに注目すべきである。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 10 件)

王雲海、「習近平政権の反腐敗キャンペーンの深層を読む」、『東亜』、査読あり、第572号、2014年、第20頁 28頁。

王雲海、「日本的刑事責任、民事責任及行政責任的相互関係」、『中国刑事法雑誌』、査読あり、

第4号、2014年、第137頁 143頁。

王雲海、「四中全会から読み解く中国の司法改革」、『国際貿易』、査読なし、第1号、2014年、第5頁。

王雲海、「死刑廃止のEUと死刑存置の日本 その違いがどこから来たのか」、『EU Study Institute: Commentary』、査読なし、第50巻、2014年、第1頁 3頁。

王雲海、「死刑から見る中国法の変と不変」、北川秀樹・石塚迅・三村光・廣江倫子編『現代中国法の発展と変容』(図書所収論文) 成文堂、2013年、第65頁 - 87頁。査読なし。

王雲海、「命は金で買えるのか—中国における犯罪被害者への金銭的賠償による死刑免除の是非をめぐって」、堅田剛編『加害・被害』(図書所収論文) 査読あり、国際書院、2013年、第45頁 67頁。

Wang Yunhai, "How is China Changing its Death Penalty Policy?" The Journal of Correction, No. 32, pp.165-167, 2012. 査読あり。

Wang Yunhai, "The Death Penalty and Society in East Asia-How to Understand and Compare the Death Penalty in China, Japan and South Korea?" Hitotsubashi Journal of Law & Politics, Vol. 40, pp1-40, 2012. 査読あり。

王雲海、「中国刑事訴訟改正の到達点と問題点」、『法律時報』、査

読あり、第 84 卷 8 号、2012 年、
第 56 頁 63 頁。
王雲海、「中国的政治改革及其刑事
法的進化」、林華生編『中国經
済發展的必經之路』(図書所収論
文) 査読あり、世界知識出版社、
2012 年、第 198 頁 211 頁。

〔学会発表〕(計 6 件)

王雲海、海南師範大学法学院、
「中国の死刑改革 - 比較の視点
から考える」、2015 年 3 月 25 日、
中国海南省海口市、海南省死刑
問題研究会。

王雲海、第 6 回グローバル化時
代における犯罪と刑罰について
の国際フォーラム、「飲料水に対
する日本の刑法の保障」、2014
年 10 月 26 日、中国北京市中国
政法大学。

Wang Yunhai, アジア犯罪学
会、“Comments on the Death
Penalty in East Asia”, 2014
年 6 月 28 日、大阪商業大学、大
阪府東大阪市。

王雲海、海南師範大学法学院、
「死刑量刑と経済賠償 米国、
日本、中国の比較」、2014 年 3
月 31 日、中国海南省海口市、海
南省死刑問題研究会。

王雲海、中国人民大学法学院(招
待講演) 「国際比較のなかの死
刑の若干問題」、2014 年 3 月 27
日、中国北京。

王雲海、中国民法学会、「日本に
おける刑事責任、民事責任、行
政責任の相互関係」、2013 年 9
月 28 日、中国重慶市西南政法大
学。

〔図書〕(計 1 件)

王雲海著、国際書院、『賄賂はな
ぜ中国で死罪なのか』、2013 年、
156 頁。

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

王 雲海 (WANG YUNHAI)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30240568